

TEL 06・6992・1490

TEL 06・6992・1610

TEL 06・6995・3158



いい夫婦フェスタ2023
11月23日(木・祝)
午前10時～午後4時
10周年記念スペシャルイベント!!
もりぐち夢・未来大使 元阪神タイガースの岩田稔さんが登場!
守口市駅前ステージにて、トークショーや質問コーナーを開催します!
いい夫婦フェスタとは
「夫婦愛」「家族の絆」をテーマにパートナーや家族に感謝を伝え、絆を確かめ合うハートフルなイベントです。守口市にゆかりのあるカップルが出演し、おもしろエピソードトークや記念品贈呈、写真撮影などの式典を行います。式典後は市内で活動する団体、または、アーティストによるステージイベントを行い、カナディアンスクウェアでは、手作り雑貨、野菜、テイクアウト用の飲食物、地域産業のPR出店、フリーマーケットなどの「守の市」を同時に開催します。
出演者 出店者募集終了
大好評につき、式典に参加していただくご夫婦(カップル)と「守の市」の募集は終了しました。たくさんのご応募ありがとうございました。
問 いい夫婦フェスタ実行委員会事務局 (地域振興課)



講座・講習

市民公開講座

「ピンピンコロリの教科書」〜健康寿命を延ばすための3つの秘策〜

寝たきり、認知症、転倒：介護を受けないといけなくなる原因はさまざまです。介護を受けずに生活するための秘策をお伝えします。いつまでもあなたらしく生活するためにぜひお越しください。簡単な運動もします。
参加者には介護予防グッズをプレゼント!

時 10月28日(土)午後2時～(午後1時30分)受け付け開始)

場 市役所1階会議室103・104

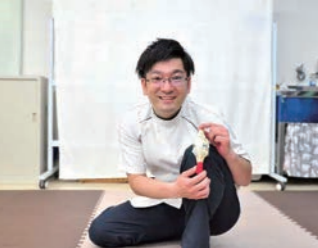
講 藁科孝佑氏(医療法人裕仁会森整形外科 理学療法士)

定 先着80人

持 動きやすい服装・タオル・飲み物

申 不要

問 高齢介護課



「日本の女性の歴史に学ぶ」

第2回目(全5回)

罪深いとされた女性—幕藩体制下で生きた女性



女性学研究者・世界人権問題研究センター登録研究員 源 淳子

近世の幕藩体制は、身分制を確立させた。「士農工商穢多非人」が間違っていることをまず指摘したい。武士が、圧倒的多数の百姓と町民を支配した。その下に売買される奴婢と遊女がいた。支配はしないがもっとも上位の身分は、天皇・公家だった。出家者は身分として別枠だった。そして、それらの枠外に穢多・非人の身分があった。穢多・非人は境界線によって排除という差別をされた。しかし、武士などから利用もされた。
幕府はキリシタン禁制を敷いたので、キリシタンではないという証明を行うのが寺請制度であり、寺がその役割を担った。寺は本山・末寺・檀家という本末制度下にあり、檀家の「戸籍係」として宗門人別帳に本国・生国・年齢・続柄・名前・旦那寺・宗派・所在場所・死亡年月日を記載し、檀家の内情を掌握した。
檀家制度下で、女性は寺へ僧侶の法話を聞きに行き、僧侶は女性を血の穢れによって神仏を汚すから罪深

く、死後地獄に墮ちると説いた。被差別者のすべてに死後の地獄往きを説いたのは、前世・現世・来世の三世思想を用いた業論(因果論)である。女は「業が深い」とされた。前世に悪いことをしたから現世に女(被差別者)に生まれたのである。女(被差別者)であることが因となって、来世は地獄に墮ちるといふ。「後生の一大事」といわれたように、死後が大事だった時代だから、地獄に墮ちないために信仰をもつことが説かれた。信仰をもてば女(被差別者)でも死後の極楽往生が約束されたので、報恩感謝の信仰をもった。
信仰をもつことは、また道徳的に生きることであり、「飲む・打つ・買う」夫を許す妻がよい嫁とされた。信仰が、身分制社会の鎮め石となり、現実をそのまま認めて生きることとなった。
身分制における女(被差別者)の生き方はつらかったと思う。しかし、それでも女たちは生きた。仏教者は女に信仰による感謝の気持ちをもたせたが、それがほんとうの救いだったのか。仏教者の罪も大きいのではないだろうか。
問 人権室 TEL06-6992-1512

親まなびリーダー養成講座

内 親まなびってなんだろう?リーダーさんってなにををするの?親まなびの会ホッとスマイルさんと一緒に楽しくまなびませんか。全3回の連続講座です。
時 ①10月13日(金)
②10月17日(火)
③10月31日(火)
いずれも午前10時～正午

場 中部エリアコミュニケーションセンター他

講 ①大阪府職員

②・③親まなびの会ホッとスマイル

対 子育てや親まなびに興味がある人、

親 まなびリーダーを目指している

人、原則3回すべてに参加できる人

定 先着15人

保 0歳は同室・1歳以上は別室(10人程度)

申 10月4日(水)から電話またはオンライン申請シス

テ ムで受け付け

問 生涯学習・スポーツ振興課

TEL 06・6995・3158



消費生活センターだより

契約書面などの電磁的交付が可能になりました

訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法、エステサービスなど、トラブルになりがちな特定の取引では、特定商取引法で契約書面などの交付義務が定められています。令和5年6月1日から、契約書面などの電磁的交付(データで交付)が可能になりました。

電磁的交付とは

メールにファイルを添付して送信する、専用サイトからダウンロードする、DVDやUSBメモリに記録して渡すなどの方法。

紙の書面か電磁書面かを選ぶのは消費者

▼消費者は、従来通り紙の書面を希望することができます。
▼電磁的交付を希望しない消費者に対して、事業者が電磁的交付を勧めることは禁止されています。

電磁的交付を行う場合のルール

事業者は、消費者に必要な事項を分かりやすく説明し、消費者の事前の承諾を得て、電磁的交付の前に承諾の証明書を紙で交付しなければならないなど、非常に詳細な手順とルールが定められています。

アドバイス

▼契約書などのデータを受信したら必ずすぐに確認

し、紙の書面と同様にすべてに目を通しましょう。
▼消費者のパソコンやスマホなどにデータを受信した日がクーリング・オフの起算日になります。ただし、事業者の一つでもルール違反があれば、契約書面などを交付したことにならないため、クーリング・オフ期間は進行しません。
▼受信データは少なくとも5年間、いつでも読めて、必要なら紙に印刷できる状態で保存しましょう。バックアップもとりましょう。
▼家族などにもデータを送信してもらうように希望できます。
受信したデータが消えてしまったり、保存場所を忘れる可能性もあります。少しでも不安があるときは、電磁的交付をきっぱりと断りましょう。分からないことやトラブルがあれば、早めに消費生活センターに相談してください。

問 消費生活センター相談専用電話
TEL 06-6998-3600
時 9:00～16:30(平日のみ)
消費者ホットライン(土・日・祝日)
TEL 局番なし188 **時** 10:00～16:00

